

佐賀大学校友会ボランティア活動援助金申請要項

本学では、平成20年4月に「佐賀大学校友会」が設立され、平成23年7月、同校友会によるボランティア活動援助金制度(以下、「校友会ボランティア活動援助金」という。)が創設されました。

佐賀大学の教育の振興に資するため、社会貢献や地域連携などボランティア活動に取り組む団体又は個人に対してその活動に必要な支援を行うことにより、団体又は個人の健全な発展を促進することを目的とした制度です。

「校友会ボランティア活動援助金」の給付を希望する方は、本要項を熟読のうえ、以下の申請手続きを行って下さい。

1. 申請要件

学務部学生生活課及び医学部学生課に届け出ているボランティア団体又はその団体所属の個人であること。

2. 援助金額

一の団体又は個人に対し、その活動事業ごとに、年間10万円を上限として給付する。

3. 必要な申請書類

ボランティア活動終了後、活動の内容、活動援助金が必要な理由、希望金額、経費の内訳等を記載した所定の様式により申請する。

(1) ボランティア活動援助金願書・報告書 (願書・報告書の用紙は学生生活課に有)

(2) 活動に関する資料及び必要経費に係る領収書等

4. 申請書類の提出場所等

・提出場所 学生生活課(学生センター内)

・提出締切期日 平成30年1月31日(水) 18時00分厳守 ※郵送不可  
(締切期日まで随時受付)

※申請書類に不備・不足がある場合は、審査及び選考が出来ません。従って、「校友会ボランティア活動援助金」の選考の対象となりませんので十分に注意をして下さい。

5. 選考・決定

選考は、毎年2月に行い、申請書類及び必要に応じた面接によって審査し、「校友会ボランティア活動援助金」の給付対象者を決定します。

なお選考結果は、当課から学生本人のメールアドレス宛(=願書記入)に直接ご連絡致します。